報告事項

- 1 県内野生いのししでの「豚熱」初確認と対応
- 2 ロシアのウクライナ侵攻による県内農林水産業への影響と対策
- 3 みどりの食料システム戦略と県計画の策定について

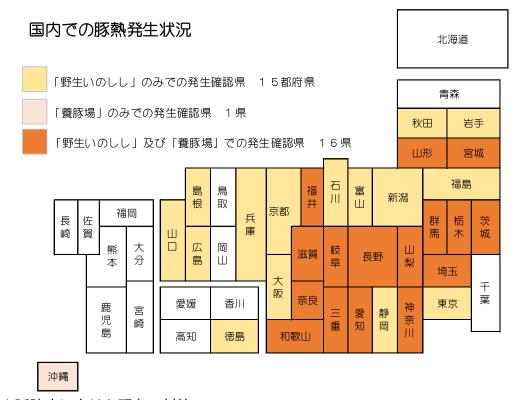
【報告事項1】 県内野生いのししでの「豚熱」初確認と対応

1 「豚熱」とは

- ▶ 豚熱(CSF(Classical swine fever))は、豚熱(CSF)ウイルスの感染による「豚」と「いのしし」の病気。
- ▶ 感染豚(いのしし)は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚(いのしし)や 汚染物品等との接触等により感染が拡大。
- ▶ 「豚」や「いのしし」が感染し、発病しても治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定。

2 県内野生いのししでの「豚熱」初確認

- ▶ 去る本年7月20日、徳島市上八万町で発見された死亡した「野生いのしし」を県と 国により「PCR検査」を行った結果、7月25日に県内初の「豚熱感染」を確認。
- ▶ 本県ではこれまで「飼育豚へのワクチン接種」や「養豚場での衛生管理の徹底指導」、 さらに、鳴門市内では、先行して発生していた淡路島からのウイルスの侵入を防ぐため、 「野生いのしし」に対する「経口ワクチンの散布」を実施していたところ。
- ▶ しかし、この度の「豚熱・初確認」は、さらに高いレベルでの「防疫対策」が必要となる「新たな局面」。



3 まん延防止に向けた現在の対策

▶ 「野生いのしし」に向けた対策

徳島県猟友会や市町村をはじめとした関係者との緊密な連携のもと「感染確認区域」 における「捕獲強化」や「捕獲後の持ち出し制限」、「捕獲時の血液提供」などを実施。

- ▶ 「養豚事業者」及び「食肉処理施設」に向けて 養豚事業者の皆様には、「消毒用消石灰」や「消毒液」の緊急配布を行うとともに、 食肉処理施設には、より一層の「汚染防止対策」や「食肉検査」の実施について注意 喚起を実施。
- ▶ 「県民」の皆様に向けて 「豚熱」に関する不安を払拭し、正確な情報を発信するため、「電話相談窓口」を設置 し、風評被害を未然に防止。

【報告事項2】ロシアのウクライナ侵攻による県内農林水産業への影響と対策

1 影響の概要

- ▶ 本年3月末、「ウクライナ情勢」による本県農林水産業への影響や課題を把握する ため、農林漁業者等44者(農業25・畜産業5・水産業8・林業6)に聞き取り調査 を実施。
- ▶ 農畜水産物の生産に不可欠な「燃油」「飼料」「肥料」などの生産コストが急上昇 する一方で、その上昇分を販売価格に転嫁できない状況であり、コロナ禍からの「経営 状況の悪化」に追い打ちをかけていることが判明。

2 県の対応

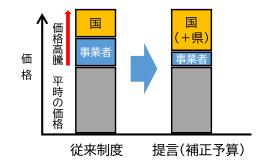
▶ 生産コスト急騰の激変緩和策である既存の農畜漁業者向けのセーフティネット(急騰分の価格差補填)における制度上の不足分を補うなど支援策を講じ、農林漁業者の経営安定を図った。

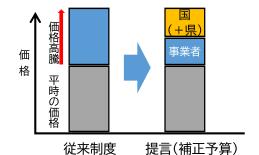
(生産コスト急騰の激変緩和)

- ○価格高騰分への補填金支援(農畜漁業者負担を軽減)
 - ①ハウスの加温や、漁船動力用の燃油、家畜配合飼料など、国のセーフティネットが 整備されているものの、事業者負担が増加しているものについて、公費の支援割合 を嵩上げ。
 - ②ハウス加温用LPガスや化学肥料など、既存制度が整備されていないものについて、 新たに公費により負担増分の一部を支援。

【国への政策提言と県の施策のイメージ】

①国セーフティネットの拡充 (加温用重油、漁船燃料、家畜エサ) ②新たなセーフティネットの構築 (加温用LPガス、化学肥料)





(その他の対策)

- ○ウッドショックに対応した県産木材の安定供給対策 主伐による素材生産量に応じ林業事業体に支援金を交付するとともに、製材工場の 人工乾燥機導入を支援。
- ○販路開拓・消費拡大対策 子ども食堂や小中高生への県産米配布、新米販促活動、米粉生産・利用拡大支援の ほか、首都圏飲食チェーン店と連携したすだち、なると金時のメニューフェアを支援。

3 今後の対応方針

- ▶ 「国際情勢」を注視しつつ、一方で「アフターコロナ」を見据えた「生産供給体制の 支援・強化」や「需要喚起及び販路の開拓・拡大」に向けた対策が必要。
- ▶ 今後も引き続き、「現場の声」に対し、スピード感を持って対応するべく、「生産者の事業継続に向けた現場主義に立った対策」に、積極的かつ戦略的に取り組む。

【報告事項3】 みどりの食料システム戦略と県計画の策定について

1 みどりの食料システム戦略について

- ▶ 農林水産省は、令和3年5月12日に、食料・農林水産業の生産力向上と持続可能性の両立を実現させるため、中長期的な政策方針となる「みどりの食料システム戦略」を策定。
- ▶ 最終的に本戦略が「2050年までに目指す姿」は、
 - ・ 農林水産業の「CO2ゼロエミッション」化の実現
 - ・低リスク農薬への転換や総合的な病害虫防除により化学農薬の使用量(リスク換算) を50%低減
 - ・ 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
 - ・ 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
 - ・ 「エリートツリー」等を林業用苗木の9割以上に拡大
 - ・ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖で「人工種苗比率100%」の実現 など
- ▶ 「2050年までに目指す姿」への取組方針としては、「調達」「生産」「加工・ 流通」「消費」のサプライチェーン全体について、
 - ・ 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
 - ・ 2050年までに「政策手法のグリーン化」推進による社会実装

という2段階の目標を掲げるとともに、サプライチェーンの各段階における「環境負荷 の低減」と「労働安全性・労働生産性の大幅な向上」をイノベーションにより実現。

2 みどりの食料システム法について

- ▶ 国は戦略実現のため、新法「みどりの食料システム法」を第208回通常国会に提出 し、去る4月22日に可決・成立、7月1日に施行。
- ▶ 「みどりの食料システム法」には、「みどり戦略」実現に向けた「基本方針」を国が 定めるとともに、方針に基づいた「基本計画」を県と市町村が「共同」で策定すること が規定。
- ▶ また、「基本計画」に位置付けるものとして、農林漁業に由来する環境への負荷の 低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度の創設を規定。
- ▶ 計画の認定を受けた者は、「融資制度の特例として償還期間の延長」や「施設整備等を行ったときの税制優遇措置(特別償還)」などのメリット措置あり。

3 みどりの食料システム法に基づく「徳島県基本計画」の策定について

- ▶ 計画認定者のメリット措置に期限があるため、今年度中の策定を予定。
- ▶ 「基本計画」の策定には、農林漁業者や関係団体、市町村関係者、各方面の有識者の方々で構成する「基本計画策定会議」を組織し、国の「基本方針」の趣旨を踏まえつつ、本県ならではの実現可能な計画の策定に向け、検討を実施。



鳴門市のれんこん田で えさを啄むコウノトリ



小松島市生物多様性 農業推進協議会による 田んぼの生き物調査

